

登録グループについて

地区会館は、市民の生活文化の向上と社会福祉の増進を図るための各種の研修、レクリエーション及び集会の場を提供するため設置された施設です。

登録グループは次の事項を厳守して会館をご利用ください。

1 登録グループの条件

- (1) 生活文化の向上と社会福祉の増進を図る尼崎市民のグループであること。
- (2) 営利を目的としないこと。
- (3) 広く門戸を開放し、いつでも誰でも入会できること。
- (4) グループの構成員が未成年を主とする場合は、グループの代表者は成人とし、会館使用に当たって成人が同席できること。
- (5) 活動実績があり、会館に会員名簿・会計報告・会則等を提出し認められた団体であること。
- (6) グループの指導者は、その教材によって利益を得ることなく、実費で会員に提供すること。
- (7) 原則として、サンシビックまつりの運営（地区会館まつり実行委員会の主催）に参加・協力すること。

2 登録グループ申請に必要な提出書類

- (1) 中央地区会館登録グループ申請書
- (2) 前年度会計報告書
- (3) 会員名簿
- (4) 会則等（初回の申請時のみ）

3 使用申込みについて

- (1) 一般利用者から、使用を希望する日の3ヶ月前の暦上の同日に申込みがあった場合は、使用申込みを受付けます。申込みがなかった場合は、登録グループの使用希望日を会館にて仮押さえします。
- (2) 使用許可申請は、使用する月の2ヶ月前の月初めに、1ヶ月分を一括して受付することもできます。
- (3) 仮押さえの間に一般利用者の申込みがあった場合、できる限り譲っていただくようお願いします。会館より調整の連絡をいたします。
- (4) 使用回数は、1ヶ月につき週1回、最大5回までとします。
- (5) 尼崎市の行事等と重なった場合は、行事等を優先します。

また、会館は尼崎市指定避難場所となっており、災害発生時には、使用を中断若しくは取消しさせていただく場合がありますのでご了承ください。

- (6) 仮押さえ中及び使用許可申請後にキャンセルされる場合は、早急に連絡をお願いします。

4 使用料の還付（返金）について

- (1) 使用日の3日前までに使用許可取消を申出た場合 ⇒ 8割還付
- (2) 使用日の前日・前々日までに使用許可取消を申出た場合 ⇒ 5割還付
- (3) 使用日の当日に使用許可取消を申出た場合 ⇒ 還付なし

※還付請求の手続きが使用日にまでに完了した場合に前述の金額の返金を行います。電話受付はいたしません。

また、還付請求には、申請者の使用許可書と認印が必要です。

5 使用上の注意

(1) 使用前

- ア 使用許可申請書を会館受付窓口に提出してください。使用される部屋の鍵と交換いたします。
- イ 倉庫や給湯室を使用する場合は、鍵を会館受付窓口まで取りに来てください。
- ウ 倉庫の鍵は使用された後、毎回返却してください。
- エ 給湯室の鍵は、使用がすべて終了するまで持っていてもかまいません。使用後は毎回必ず施錠してください。

(2) 使用后

- ア 元の状態に戻し、会館事務所に内線電話で連絡をしてください。
- イ 鍵を返却し、利用報告書に人数等を記入してください。
- ウ 職員が点検に行きますので、使用室にてお待ちください。

6 その他

- (1) 駐車場を利用される場合は、駐車スペース以外に車を止めないでください。
※満車時は、近隣の民間駐車場をご利用ください。違法駐車厳禁！
- (2) ゴミは各自でお持ち帰りください。ただし、各室のゴミ箱に入る分は捨てていただいて結構です。
- (3) 全館禁煙です。
- (4) 会館備品（ホワイトボード用マーカーなど）をご利用の際はグループ名をお伝えください。
- (5) 登録グループである期間中は、グループの荷物置き場として2階倉庫をご利用いただけます。希望のグループはお知らせください。（1グループみかん箱1個程度）
- (6) 大ホール・和室の机の出し入れは、柱や壁、ふすまを傷つけないよう十分注意し、丁寧に扱ってください。
- (7) 机を戻す際は、天板は天板どうし、脚は脚どうし重ねてください。
- (8) 使用時間を守り、会館の備品は大切にしてください。
- (9) サンシビック尼崎1階ロビーに、登録グループ専用の掲示板がございますので、会員募集ポスター等に活用してください。

以 上